

「成蹊大学体育会OB OG会長連絡協議会」から  
「成蹊大学体育会OB OG連合会」への移行 趣意書

「成蹊大学体育会OB OG会長連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）は、成蹊大学の体育会各部のさらなる活躍・発展につながる有益な支援活動を進めていくことを目的として、OB OG会有志が発起人となり、2014年4月に創設しました。

連絡協議会を創設した契機・背景には、2012年に成蹊学園が創立100周年という区切りを迎えて、OB OG会長の中で体育会の支援を強化していこうという機運が高まっていたこと、また、同年12月に不祥事が発生し、体育会の安全管理のあり方が喫緊の重要課題となっていた時期であったことがあります。

これまでの連絡協議会としての約9年半の活動は、まず、約40団体の体育会OB OG会の実態把握を手掛かりに、会報の定期発行や総会の開催等により、OB OG会相互の情報の共有化や、関係の構築などを進めました。

また、大学学生部との情報・意見交換を行って連携を図っていくことにより、コロナ禍での運動部の活動に関する大学の方針を、タイムリーに各OB OG会へ情報提供することや、学生部との共催による安全管理セミナーを実施するなど、より実効性のある活動につなげていきました。

こうした連絡協議会が蓄積してきた活動実績を基礎として、これらを継続して、さらに確実なものにしていくことが、連絡協議会の所期の目的に適うものになっていくと考えます。

さらに、今年の4月に成蹊大学は、大学スポーツ協会（UNIVAS）に加盟し、体育会のさらなる発展と安全で安心な環境の構築を目指しており、各運動部のOB OG指導者の安全管理能力の向上も連絡協議会の重要な課題となっています。

つきましては、これまでは世話人が中心となって進めてきた組織を、より多くのOB OG会の協力の下で運営する組織に改めることが必須であると考え、今般、「成蹊大学体育会OB OG連合会」への移行を提案するものであります。

体育会OB OG会各位には、本趣意についてご理解とご賛同をいただき、絶大なご協力、ご支援を賜りたくお願い申し上げます。

以上

## 成蹊大学体育会OB OG連合会会則（案）

### 第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、「成蹊大学体育会OB OG連合会」と称し、通称を「吉祥けやき会」とする。

（目的）

第2条 本会は、建学の精神を基本として、成蹊大学体育会の健全な発展のために、会員の英知を結集し、有益な提言と支援を行うとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### 第2章 事 業

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）体育会本部及び各運動部で発生する諸共通課題についての協議並びに有益な提言や支援の実施
- （2）各運動部で発生する諸課題解決に関し、成蹊学園、成蹊大学から要請があった場合の協力・支援
- （3）会員名簿、各OB OG会の組織・活動の基本データ等の収集・作成・管理
- （4）各OB OG会の活動を支援するための有益な情報（会報・資料等）の作成・伝達
- （5）成蹊大学体育会及び各運動部、並びにスポーツ活動の歴史書の編集・発行・作成支援
- （6）会員相互の親睦に資する会合・行事等の計画・実施
- （7）その他、第2条の目的達成のために必要な事項

2 本会は、原則として、金銭的な支援事業は行わない。

### 第3章 会 員

（会員の構成）

第4条 本会に次の会員を置く。

- （1）団体会員 本会の目的に賛同して入会した体育会各運動部OB OG会
- （2）個人会員 団体会員の会長、副会長、幹事長等の団体を代表する個人
- （3）指導者会員 団体会員の各運動部の指導にあたる監督、コーチ等（代行者を含む）
- （4）名誉会員 本会に特に功労のあった者で、総会において推薦された者
- （5）特別会員 本会の運営に特別にご協力いただける成蹊学園及び成蹊大

学の教職員で、総会において推薦された者

(会員の基本姿勢)

第5条 会員は、体育会本部及び各運動部の課外活動が学生の自治活動を基本としていることを認識し、本会の事業を遂行するにあたっては、体育会本部、各運動部及び学生達の健全な発展のためにその自治活動や自治能力を尊重し、育成・支援に努めなければならない。

2 会員は、本会の事業を遂行するにあたっては、成蹊学園、成蹊大学をはじめとする関係機関並びに関係者と連携をとり、協調して取り組んでいかなければならない。

3 会員は、学生の自治活動の尊重を前提として、本会において承認された提言や支援策を、体育会本部 及び各運動部の活動に有効に活かしていけるように働きかけを行う。

(会費)

第6条 団体会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別定める会費規程に基づき会費を納入しなければならない。

## 第4章 総 会

(構成)

第7条 本会の総会は、団体会員、個人会員、指導者会員をもって構成する。

(開催)

第8条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月～7月に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第9条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事の選任及び解任
- (2) 前年度の事業報告並びに決算
- (3) 新年度の事業計画並びに予算計画
- (4) 会則の変更
- (5) 理事会において総会に付議するものと決議された事項
- (6) その他本会則で定める事項

(招集者及び議長)

第10条 総会は、会長が招集し、その議長となる。会長に差し障りがあるときは、副会長が代行する。

(議決権)

第11条 総会における議決権は、団体会員1団体につき1個とする。

(決議)

第12条 総会の決議は、出席した団体会員の議決権の過半数をもって行う。

## 第5章 役員

(理事)

第13条 本会は、役員として、理事を置く。理事の定員は5名以上20名以内とする。

(理事の選任)

第14条 理事は、個人会員の中から総会の決議により選任する。

2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、重任を妨げない。

3 補欠または増員のため選任された理事の任期は、前任者または他の現任者の在任期間と同一とする。

(理事の職務・権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、本会則の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、理事会の決議により会長1名、副会長3名以内、事務局長1名、会計監査2名以内を定める。

3 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を推進・管理するとともに、会長に差し障りのあるときは会長の職務を代行する。

5 事務局長は、諸会議の開催、情報連絡、会計事務等の事務全般を推進・管理する。

6 会計監査は、本会の会計を監査する。

## 第6章 理事会

(構成及び開催)

第16条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の開催は、会議室のほか、必要のある場合は、他の場所または複数の場所においてオンライン会議等の方法を用いて開催することができる。

(権限)

第17条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 会長、副会長、事務局長、会計監査の選定及び解任

(3) 総会の開催日時・実施方法等並びに議事に付すべき事項の決定

(4) 規則の制定、変更及び廃止

(5) 年度毎事業報告書の作成

(6) 前各号のほか、理事会が必要と認めた事項の協議・決定

(招集者及び議長)

第18条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。会長に差し障りがあるときは、副会長が代行する。

(決議)

第19条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

ただし、やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は委任状をもって決議権を行使することができる。

## 第7章 委員会、部会等

(委員会、部会)

第20条 理事会は本会の事業を推進するにあたり、必要に応じ、その決議により委員会、部会等の組織を設けることができる。

## 第8章 会計

(資産の構成)

第21条 本会の資産は、会費、その他の収入をもって構成する。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から2024年3月末日までとする。
- 2 本会則は、本会成立の日から施行する。

第3号議案

成蹊大学体育会OBOG連合会 会費規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、会則第6条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（会費）

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- （1）団体会員 5,000円
- （2）個人会員 会費を納めることを要しない。
- （3）指導者会員 会費を納めることを要しない。
- （4）名誉会員 会費を納めることを要しない。
- （5）特別会員 会費を納めることを要しない。

（会費の納期）

第3条 団体会員は、毎事業年度、原則として7月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合に限り、納期を変更することができる。

（会費滞納の処置）

第4条 定める納期までに会費を納入しなかった団体会員に対し、督促する。

（会員資格の喪失）

第5条 前条の経緯を経てもなお会費を滞納する団体会員は、特別の事情がない限り、納入期限から2年を過ぎた時点で、会員の取り扱いを理事会にて審議する。（当該団体の個人会員、指導者会員を含む）。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議によるものとする。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、本会成立の日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、設立初年度の事業年度については、会費を納めることは要しない。